

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年3月14日

厚生労働省

労働基準局安全衛生部局安全課

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について、令和4年12月27日（火）から令和5年1月25日（水）まで御意見を募集したところ、計11件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については次のとおりです（とりまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約の上、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表しておりますので、御了承ください。）。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
-----	-------------	------------------

1	<p>【本足場の使用場面について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の新築工事は「十分幅がある」場合に該当するが、住宅の改修工事のほとんどは「本足場を使用することが困難なとき」に該当するため、新築工事現場の一侧足場は減少するが、改修工事現場には省令改正後も引き続き一侧足場が設置されることになり、公平性に乏しい。危険な一侧足場の設置数を減らすためにも、本足場の使用が困難で一侧足場を使用する場合は、一侧足場に手すり等を付けることとすべきではないか。一侧足場を設置した場合は、手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないのか。 ・ 本足場を使用しなければならない場所の定義を幅以外に細部にわたって定義すべきではないか。また、一部建地を2本設置することが困難な場合等はどのように取り扱うことになるのか。 ・ 現場の状況が考慮されていない。狭あいな場所で本足場を使用する場合、手すり、中さん等により作業場所が狭くなり、無理な体勢で作業を行って墜落・転落災害が発生する可能性があるのではないか。現場の実態に即した改正にしてほしい。 ・ 「十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）」の定義は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ どのような場合が「本足場を使用することが困難なとき」に該当するかについては、一部建地を2本設置することが困難な場合の取扱いも含め、施行通達で示したいと考えております。また、一侧足場を使用する場合は、労働安全衛生規則第563条第1項に定める墜落防止措置は適用されません。 ・ 本省令案は、十分な幅がある場所において本足場の使用を義務づけるものであり、幅1メートル未満の狭あいな場所では一侧足場を使用することが可能です。 ・ どのような場所が「十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）」に該当するかについては、施行通達で示したいと考えております。
2	<p>【足場の構造等について】</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業の状況等に応じて一部建地を取り外すこと等は可能か。建地の高さについての規定等はあるか。 ・ どのような足場であれば「本足場」として認められるか。 	<p>足場や足場の建地についての詳細は、施行通達で示したいと考えております。なお、建地は作業の状況に応じ、必要な強度を維持して設計・使用されるべきものです。</p>
3	<p>【点検者の要件について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の点検を行う際に指名される点検者には、具体的にどのような知識・経験を求められるのか。十分な知識・経験を有する者が点検者となるよう義務付けるべきではないか。点検者の要件等を具体的に示してほしい。 ・ 点検者は足場の組立作業員以外の者とすべき。 ・ 一定の能力を備えていない者に点検をさせている注文者や事業者に対しては、できる限り一定の能力を備えた者を点検者として指名するよう周知・指導をするべき。 ・ 点検は公的機関によって行うか、公的機関からの派遣者により行ってほしい。 	<p>足場の点検者として指名することが望ましい者の要件に関しては、施行通達で示し、適切に周知・指導してまいりたいと考えております。</p>
4	<p>【点検者の指名について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検ができる能力を有する人が安定して存在するとは思えず、指名されても対応できない。足場の点検者の指名の方法はどのようにすれば良いのか。また、事業者又は注文者が同意なく一方的に下請を点検者を指名することを禁止すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の点検者の指名の方法に関しては、点検者本人が自らが点検者であると認識できるような方法を施行通達で示したいと考えております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天候不良・地震発生後や、足場の変更後の点検は誰が行うのか。点検者が現場に駐在していない場合はどうするのか。 ・ 事業者に対して、下請業者に無償又は安価で点検を強いることを禁じる規定を追加してほしい。事業者による下請業者への点検費用等の支払いも義務化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検に係る費用等については、事業者間の契約等により額が決定されるものであり、費用に関し法令で規定することは困難です。
5	<p>【点検者に係る改正の必要性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の点検を行う際の点検者の指名、足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加することは必要性が不明で、省令改正は不要ではないか。 ・ 点検者を指名することで下請の負担が増加する恐れがあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場からの墜落・転落死亡災害では足場の点検が行われていない事例が散見されています。足場の点検の確実な実施のためには、点検者が自覚と責任を持って点検を行うことが必要であることから、点検者の指名等の省令改正を行うこととしたものです。 ・ 足場の点検は現行でも事業者に法令上義務付けられているものです。
6	<p>【点検の実施について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の点検者は、チェックリストを使用して点検を行うべきではないか。 ・ 足場計画の組立図に基づいた足場の確実な点検を実施するため、元請・下請間であらかじめ組立図の作成とその費用負担について確認するよう指導徹底を図るべき。 ・ 点検実施者は、足場の組立て後等の点検を実施した内容が分かるよう見やすい箇所に掲示することなどによ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の点検に当たり点検者が実施することが望ましい事項については、施行通達で示したいと考えております。 ・ 一般的に、足場は作業の状況に応じ変化するものであり、足場の点検の後に一時的に手すり等が外されることもあります。足場の点検を行った旨を看板で

	<p>り関係労働者に周知させる看板設置等の表示をするようにすべきではないか。</p>	<p>掲示すると、その後に一時的に手すり等が外された場合であっても、手すり等が設置された安全な足場であると誤認されるおそれがあるため、点検実施済みの掲示等を行うことについては、慎重な対応が必要と考えております。</p>
7	<p>【点検者氏名の記録について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の完成後等の足場の点検後に点検者の氏名を記録するに当たり、複数人で点検を実施した場合の取り扱いはどうすべきか。 	<p>足場の点検者の氏名の記録及び保存の方法については、施行通達で示したいと考えております。</p>
8	<p>【労働災害防止の対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害の割合には改善が見られない。この改正で一步前進したと評価できるが、中長期的には災害防止対策の抜本的で効果的な見直しを講ずるべき。 ・ 建設業における墜落・転落災害防止のためには、キャンペーンを実施し、発注者や事業者に対して関係法令等の周知徹底と労働基準行政当局による建設現場への一斉監督を実施する等の対策を講じるべき。 	<p>墜落・転落災害発生防止のため、引き続き周知・指導・フォローを行ってまいります。</p>
9	<p>【適用関係について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足場点検者の指名及び点検者氏名の記録に係る改正は、作業構台に関する規定にも適用されるか。 ・ 本足場を使用することが困難な場合に一側足場を使用したとき、安衛則第 563 条の規定は適用されないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本改正は足場に関するものであり、作業構台には適用されません。 ・ 一側足場には労働安全衛生規則第 563 条の規定は適用されません。

10	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 点検後に事故が発生した場合、点検者の責任は問われるのか。	<p>労働災害が発生した場合の、労働者又は事業者に対する労働安全衛生法令の規定に基づく罰則の適用については、個別の事案によります。</p>
----	---	---